破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２７２号
北九州市門司区清見４丁目７番26号
債務者　松本由美子（旧姓今園）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９９号
千葉県印西市平賀1198番地９　エクセルコート107
債務者　豊田　雅一
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２１号
千葉県四街道市和良比1211番地（グランディール一番館101号）
債務者　成澤　健介
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３８号
千葉県富里市七栄649番地334
債務者　髙橋美代子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１４０号
千葉県八街市八街ほ93番地14　エクセルハイム103号
債務者　齋藤　勝也
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７４号
千葉県富里市七栄646番地135（伸栄ビル202）
債務者　小谷　洋平
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９９号
岡山県倉敷市酒津2738番地　メゾンＭＩＳＳ＆Ｙ202
債務者　龍野　　博（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
北九州市八幡西区紅梅２丁目２番15―402号
債務者　許斐　りか
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１８号
北九州市小倉北区妙見町２番４号（Ｂ棟101号）
債務者　大野　　努
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１号
福岡県行橋市大字稲童145番地２　行橋パークマンション１―206
債務者　山田　香織（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２１６０号
大阪府八尾市太田１丁目111番地の１
債務者　京田功一郎
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３２号
大阪府枚方市杉山手１丁目27番14号
債務者　加藤　雄一
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目20番４号　フレシールコートＭ　401号
債務者　田中　眞弓（旧姓須永）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２８号
大阪市東淀川区豊里７丁目24番16号　ファミール上田　203号
債務者　長谷川清和
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６号
岡山市中区国富２丁目５番43号クレオ国富23号
債務者　田中　　浩
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
沖縄県石垣市字川平940番地１　高嶺ファミリーハウス内
債務者　加藤　智志（旧姓荒尾）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部